

平成 26 年予備試験 民法

問題文

次の文章を読んで、後記の〔設問 1〕及び〔設問 2〕に答えなさい。

【事実】

1. A は、自宅近くにある B 所有の建物（以下「B 邸」という。）の外壁（れんが風タイル張り仕上げ）がとても気に入り、自己が所有する別荘（以下「A 邸」という。）を改修する際は、B 邸のような外壁にしたいと思っていた。
2. A は、A 邸の外壁が傷んできたのを機に、外壁の改修をすることとし、工務店を営む C にその工事を依頼することにした。A は、発注前に C と打合せをした際に、C に B 邸を実際に見せて、A 邸の外壁を B 邸と同じ仕様にしてほしい旨を伝えた。
3. C は、B 邸を建築した業者である D 社から、B 邸の外壁に用いられているタイルが E 社製造の商品名「シャトー」であることを聞いた。C は E 社に問い合わせ、「シャトー」が出荷可能であることを確認した。
4. C は、A に対し、A の希望に沿った改修工事が可能である旨を伝えた。そこで、A と C は、工事完成を 1 か月後とする A 邸の改修工事の請負契約を締結した。A は、契約締結当日、C に対し、請負代金の全額を支払った。
5. 工事の開始時に現場に立ち会った A は、A 邸の敷地内に積み上げられた E 社製のタイル「シャトー」の色が B 邸のものとは若干違うと思った。しかし、A は、C から、光の具合で色も違って見えるし、長年の使用により多少変色するとの説明を受け、また、E 社に問い合わせ確認したから間違いはないと言われたので、A はそれ以上何も言わなかった。
6. C は、【事実】5 に記した A 邸の敷地内に積み上げられた E 社製のタイル「シャトー」を使用して、A 邸の外壁の改修を終えた。ところが、A は、出来上がった外壁が B 邸のものと異なる感じを拭えなかったので、直接 E 社に問い合わせた。そして、E 社から A に対し、タイル「シャトー」の原料の一部につき従前使用していたものが入手しにくくなり、最近になって他の原料に変えた結果、表面の手触りや光沢が若干異なるようになり、そのため色も少し違って見えるが、耐火性、防水性等の性能は同一であるとの説明があった。また、A は、B 邸で使用したタイルと完全に同じものは、特注品として注文を受けてから 2 週間あれば製作することができる旨を E 社から伝えられた。
7. そこで、A は、C に対し、E 社から特注品であるタイルの納入を受けた上で A 邸の改修工事をやり直すよう求めることにし、特注品であるタイルの製作及び改修工事のために必要な期間を考慮して、3 か月以内にその工事を完成させるよう請求した。

〔設問 1〕

【事実】7 に記した A の請求について、予想される C からの反論を踏まえつつ検討しなさい。

【事実（続き）】

8. 【事実】 7に記したAの請求があった後3か月が経過したが、Cは工事に全く着手しなかった。そこで、嫌気がさしたAは、A邸を2500万円でFに売却し、引き渡すとともに、その代金の全額を受領した。
9. なお、A邸の外壁に現在張られているタイルは、性能上は問題がなく、B邸に使用されているものと同じものが用いられていないからといって、A邸の売却価格には全く影響していない。

〔設問2〕

Aは、A邸をFに売却した後、Cに対し、外壁の改修工事の不備を理由とする損害の賠償を求めている。この請求が認められるかを、反対の考え方にも留意しながら論じなさい。

なお、〔設問1〕に関して、AのCに対する請求が認められることを前提とする。

問題文の読み方，答案構成の仕方

第1 問題文を読む

1 「問い」の確定

- (1) 設問1は，事実7に記したAの請求について，（予想されるCからの反論を踏まえつつ）論じなさいというものである。

Aの請求は，E社から特注品であるタイルの納入を受けた上でA邸の改修工事をやり直せとの請求←これが生の請求！

- (2) 設問2は，A邸をFに売却した後，Cに対し，外壁の改修工事の不備を理由とする損害の賠償請求について，この請求が認められるかを，（反対の考え方にも留意しながら）論じなさいというものである。

→生の請求が問題文に出ている！

2 問題文を読んで，権利関係図及び，時系列表を作る。

- (1) 権利関係図については，さほど難しくないのであろう。事実4から，AC間に請負契約（632条）があり，問いとの関係では，これを認定できれば足りる。
- (2) 時系列表についても，本問ではそれほど細かい時系列は存在しない。

第2 大枠を作る

1 設問1

- (1) 請求権の法的根拠を考える。本問では，AC間において請負契約が締結されている。したがって，上記のような生の請求と照らし合わせながら，条文を探す。そうすると，Aの法的な請求権としては，①請負契約に基づく完全履行請求としての瑕疵修補請求，及び②請負契約の担保責任に基づく瑕疵修補請求（634条1項本文）が考えられる。

①②の分水嶺は，AC間における仕事の目的物が，「完成」していたか否か，つまり，仕事の最終工程を終えたか否かに求めることができる→これは基本的知識。まず，請負契約締結というところから，これらの条文が出たかどうかを確認していただきたい。

そうすると，本問では，最終工程を終えているといつてよいので，②634条1項本文に基づく瑕疵修補請求をすることが考えられる。

- (2) 請求権の法的根拠が決まれば，後は，その要件充足性である。ここでは，考えられる要件をまずはすべてピックアップする。条文を国語的に読むと，その要件として，①目的物の「瑕疵」，②「相当の期間」を定めた請求，③「瑕疵が重要でない場合において，その修補に過分の費用を要するとき」に当たらないこと（634条1項ただし書）を抜き出すことができる。特に，「相当の期間」について想起できなかった人は注意！

なお，634条1項ただし書については，要件事実としては，原告が主張立証する必要がないが，「民法」の答案においては，認められるための要件として原告が主張すべき要件と一緒に考えてしまってよい。要件事実にとらわれすぎないように！本問では，Cからの反論を踏まえつつという問題であるが，この記載は，「634条1項ただし書にも気づいてね」という出題者側の親切なヒントと考えるべきである。

また、条文を探すという観点からすると、636 条も想起できる。その思考方法自体は間違いではないが、後は、「書くか、書かないか」の判断である。そのような事実が落ちているかどうかである。つまり、636 条の条文を具体化したような事実が、どれだけ問題文に落ちているかどうかで、書くか書かないかの判断をすべきである。

- (3) あとは、あてはめ。問題文は、条文や、規範の具体化。そのような視点から、事実をピックアップする。ストレートにあてはまらないような事実の場合には、必ず、事実→評価→規範（要件）という流れを作る。
- (4) C の反論という部分にあまりとらわれないように！一番大事なのは、条文の要件充足性であり、C の反論は、問題提起部分における問題の所在程度にとらえればよい（もちろん、問いが、独立に、C の反論を項目立てて書けというようなものであれば、それに合わせることが大事であるが、本問はそういう問題ではない。）。

2 設問 2

- (1) 設問 2 は、設問 1 と法律関係は変わっていない。そうすると、請求権の法的根拠も変わらないのではないかと推測が働く。条文を見れば、634 条 2 項が想起できるであろう。
- (2) 次に、その要件を検討する。条文を見ると、設問 1 と違うのは、「損害」という要件である。
- (3) このことと、問題文を照らし合わせる。事実 8・9 から、A は F に A 邸を 2500 万円で売却していること、そして、現在 A 邸に張られているタイルは、性能上は問題がなく、A 邸の売却価格には全く影響していないことが分かる。そうすると、そもそも A に「損害」がないのではないかと点が浮かび上がってくる。ここまでは条文と要件によって、ピックアップできるであろう。そして、ここまで書ければ、実は、合格答案である。
- (4) こんな部分を論証でおさえしている受験生はいない。基本に立ち返る。ここでいう基本とは、「生の請求」と、「これに対する生の反論」である。

C としては、「別にもう売っちゃってるじゃん。そして、売却価格に全く影響してないじゃん。なのに、何で金を払わなきゃいけないの?」と考えるだろう。

A としては、「いやいや、もともと私は、C に対して、A 邸の改修工事をやり直すように請求でき、C は、これに応じなければならないのだから、それに代わる損害賠償も認められるでしょう。売るか売らないかは、私の勝手であり、あなたが責任を免れるかどうかとは関係ない」と主張することが考えられるであろう。

- (5) 上記のような生の主張・反論が思い浮かんだら、あとは、関係条文や、趣旨から、うそのないように、短く、簡潔にまとめる。

様々な考え方があろうが、A の言い分を法律的にまとめると、そもそも本件損害賠償請求は、瑕疵修補請求に「代えて」請求されるものである。そして、本件では、瑕疵修補請求ができることが前提であるし、瑕疵修補請求が認められるのであれば、C は何らかの出捐をしなければならなかったはずである。そうだとすれば、本件請求を認めるのが妥当である。などとすればよい。

大事なのは、この部分が「応用」部分であると気づくことである。

- (6) なお、短答知識をしっかりとおさえ、かつ、そのような視点から問題文を見ていくと、本問では、「目的物を譲渡した後であっても、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権は、契約上の地位に基づくものである以上失われない」という、「短答知識」が浮かんでくるであろう。これが文章化できるかどうかである。もっとも、この部分は書けなくても、十分に A 評価答案となる。

第3 まとめ

最後に、自分の答案構成で、最後まで一応筋が通っているかを確認。この確認をしないで、「見切り発車」し、そのことが原因で大きな失点をしてしまう受験生が非常に多い。

第4 答案構成

第1 設問1→基本。厚く書こう。

1 634条1項本文の瑕疵修補請求：632条に基づく仕事は完成している。

(1) C→「瑕疵」ない：性能問題なし。

そこで、「瑕疵」があるかが問題→メイン：事実がたくさん落ちている。

ア 規範

イ あてはめ

発注前の事情→問題文にマーク 事実「1～3」

発注後の事情→問題文にマーク 事実「4～6」

ウ 瑕疵あり。

(2) C→「相当の期間」ではない？

そこで、「相当の期間」かが問題

ア 規範

イ あてはめ→問題文にマーク 事実「7」

ウ 「相当の期間」に入る。

(3) C→「瑕疵が重要」ではない、「その修補に過分の費用を有する」。

これに当たるか？

ア 事実「1」～「6」の経緯か。

イ 瑕疵が重要でないとは言えない。

(4) ~~C→636条該当？→該当しないことは明らか→要件充足~~

2 請求が認められる。

第2 設問2→応用。分かることはしっかりと、応用は短く。

1 634条2項前段の損害賠償請求？

(1) A邸すでに売却→もはや同条の損害賠償請求不可？

ア 契約上の地位に基づいたもの

イ 認められる。

(2) 「損害」生じてない？→ここは特に短く。

ア 損賠賠償は瑕疵の修補に代わるもの→売却していなければ損害は生じていた。

イ 損害あり。

(3) 要件充足

2 請求認められる。

以 上

1 第1 設問1

1 Cは、A邸の外壁の改修を終えており、AC間におけるA邸改修工事についての請負契約（632条）上の「仕事」を「完成」させている。そこで、AのCに対する本件請求は、634条1項本文に基づく瑕疵修補請求と考えられる。

(1) Cとしては、本件でCが外壁に用いたタイル「シャトー」は、手触りや光沢については、Aが求めていたB邸に用いられている「シャトー」とは若干異なるが、耐火性、防水性等の性能については全く同一であるため、「仕事の目的物」に「瑕疵」はないとの反論が考えられる。そこで、B邸と同じ仕様になっていないことが「瑕疵」に当たるかが問題となる。

ア 同条項の「瑕疵」とは、完成された仕事が約定された内容通りでなく、使用価値又は交換価値を減少させる欠点があるか、又は当事者があらかじめ定めた性質を欠くなど不完全な点を有する場合をいう。

イ これを本件についてみると、Aは発注前にCと打ち合わせをした際に、CにB邸を実際に見せて、A邸の外壁をB邸と同じ仕様にして欲しい旨を伝え、その後CがAの希望に沿った改修工事が可能である旨回答している。そして、上記やりとりを踏まえて、Aは、Cとの間で本件請負契約を締結している。また、工事開始時に、Aは、外壁に使用されているシャトーの色がB邸のものと若干違うため、CやE社に問い合わせている。これらの事情からすれば、AC間の上記契約においては、あらかじめB邸と全く同じ色や性質をも

2 つ「シャトー」を用いるということが定められていたといえる。そうだとすれば、B邸で使用されているシャトーと全く同一ではない本件外壁には当事者があらかじめ定めた性質を欠くという不完全な点があるといえる。

ウ したがって、Cが完成させた外壁には「瑕疵」がある。

(2) 次に、Cとしては、Aによる修補請求の期間3か月は、「相当の期間」を定めたものではないと反論することが考えられる。

ア 「相当の期間」とは、請負人がその瑕疵を修補するために通常有する期間をいう。

イ B邸で使用したタイルと完全に同じものは特注品として注文を受けてから2週間あれば制作することができること、A邸の外壁はそもそも1か月で改修できるものであったことなどからすれば、Aが修補に必要な期間として定めた3か月という期間は、Cが外壁改修工事をやり直すために通常有する期間内といえる。

ウ したがって、「相当の期間」を定めたものであるといえる。

(3) 次に、Cとしては、完成した外壁に機能上の瑕疵はないのであるから、「瑕疵が重要でない」く、また、タイルのすべてを張り替えることは、「その修補に過分の費用を要する」（634条1項但書）ため、Aの請求は認められないと反論することが考えられる。

ア 前述のようなAC間の契約締結までの経緯、及び工事着手後のAの行動に鑑みれば、B邸と同じ仕様で外壁工事をするところこそが重要であるといえる。

イ したがって、そもそも「瑕疵が重要でない」とはいえない。

- 3 (4) よって、同条の要件を充足する。
2 以上より、Aの上記請求は認められる。

第2 設問2

- 1 AのCに対する請求は、634条2項前段に基づく瑕疵修補に代わる損害賠償請求であると考えられる。
- (1) まず、Aは、上記請求時点で既にA邸を売却しており、この時点で修補の必要がなくなったのであるから、Aが同条項に基づき損害賠償請求権を行使する地位ではなくなっただと考えられる。
- ア 瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権は、契約上の地位に基づき発生するものである。そうだとすれば、上記請求権が発生している限り、当該請求権者は目的物を譲渡した後であってもこれを請求できる立場にあるものとする。
- イ したがって、同条項に基づく損害賠償請求権が発生している限りは、Aは、上記請求をすることができる。
- (2) そうだとしても、本件においては、A邸の外壁に現在張られているタイルがA邸の売却価格に全く影響を与えていないから、Aには同条項の「損害」が生じていないと考えられる。
- ア そもそも、同条項の瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権は、「瑕疵の修補に代えて」請求可能なものである。そして、現に外壁の修補が必要であった以上、「損害」が生じており、Aは売却をしていなければ、当然にその損害を請求できた。そうだとすれば、その後の事情により本件損害が認められないと考えることは、請負契約を締結した当事者間の公平を図る同条の趣旨を没却するものであ

- 4 り、妥当でない。
- イ したがって、本件で、「損害」はなお認められる。
- (3) よって、同条の要件を充足する。
- 2 以上より、Aの上記請求は認められる。

以 上